

厚生労働省発開 0124 第 1 号
平成 31 年 1 月 24 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業能力開発促進法第九十二条各号に掲げる者に対する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の実施に係る手続

一 技能照査の実施について（第七十九条関係）

1 公共職業能力開発施設の長等は、法第九十二条に規定する職業訓練に準ずる訓練を受ける者に対して技能照査を行うことができるものとする。

2 1の技能照査に合格した者は、技能士補と称することができるものとする。

二 修了証書の交付等について（第八十条関係）

1 法第九十二条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を受ける者が、職業訓練又は指導員訓練に係る訓練期間及び訓練時間に従い職業訓練等の内容を習得し、修了の要件を満たしていると認められる場合、公共職業能力開発施設の長等は、当該準ずる訓練を修了した者に対して修了証書を交付することができるものとする。

2 1の修了証書を交付された者が技能検定を受ける場合、当該者が修了した職業訓練等の訓練課程に

応じ、それぞれの訓練課程を修了した者に適用される職業能力開発促進法施行規則の技能検定の受検資格及び技能検定試験の免除に係る規定が適用されるものとする。

第二 施行期日（附則関係）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。